

一般財団法人都市スポーツ協会 個人登録者規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人都市スポーツ協会（以下「本会」という。）の規程に基づき、個人登録者に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(個人登録者)

第2条 個人登録者は、本会の加盟団体以外の競技団体等から、個人として加入する者とする。

- 2 本会に加盟している団体からの、個人登録は認めない。
- 3 同一の競技種目から、複数の個人登録者が加入している場合であっても、団体としての加盟申請が無い限り、個人登録者とする。

(加入)

第3条 本会の個人登録者になろうとする者は、会長に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 個人登録者申請書（様式1）
 - (2) その他、会長が求める書類
- 2 加入の可否については、会長の認めるところによる。

(負担金)

第4条 個人登録者は、負担金を納入しなければならない。

- 2 個人登録者の負担金は、年額200円とする。
- 3 個人登録者が退会した場合は、その時期にかかわらず、既に納付した負担金等は返還しない。

(事務手続きの支援)

第5条 個人登録者に対し、みやぎ県民スポーツ祭等への参加事務の一部を本会が支援する。

(個人登録者としての有効期間)

第6条 会費納入日から、当該会計年度末日までとする。

(届出)

第7条 個人登録者は、第3条により提出している書類に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(規程の変更)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、個人登録者に関し必要な事項は、理事会の審議を経て会長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正（名称変更）